

座間市アーティストファイル制度に関する登録の要領

1 制度概要

本制度は、市内のアーティストを把握するとともに、本市における文化芸術行政の推進を円滑に図ることを目的とした制度です。

2 登録対象者

座間市在住または市内で活動している方の中で、アーティストファイルの趣旨に賛同し、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- (1) 市内で活動しているサークル等で美術に関する活動をしている方
- (2) 公募展等に出品し、活動している方
- (3) 美術系の講師をしている方
- (4) 美術系の大学を卒業した方

3 活動内容

- (1) 作品展の開催
- (2) ワークショップ等の開催
- (3) 本市事業との連携

4 その他

- (1) 技術の巧拙や経験年数は関係無く、登録者は平等とする
- (2) 登録料等は無料とする

5 登録方法

別紙「座間市アーティストファイル制度登録用紙」に必要事項を記入の上、事務局へ郵送、ファックス、メール又は直接持参

6 事務局

座間市教育委員会教育部生涯学習課文化係

〒252-8566

座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電話 046-252-8476 / FAX 046-252-4311

メールアドレス gakyusyuu@city.zama.kanagawa.jp